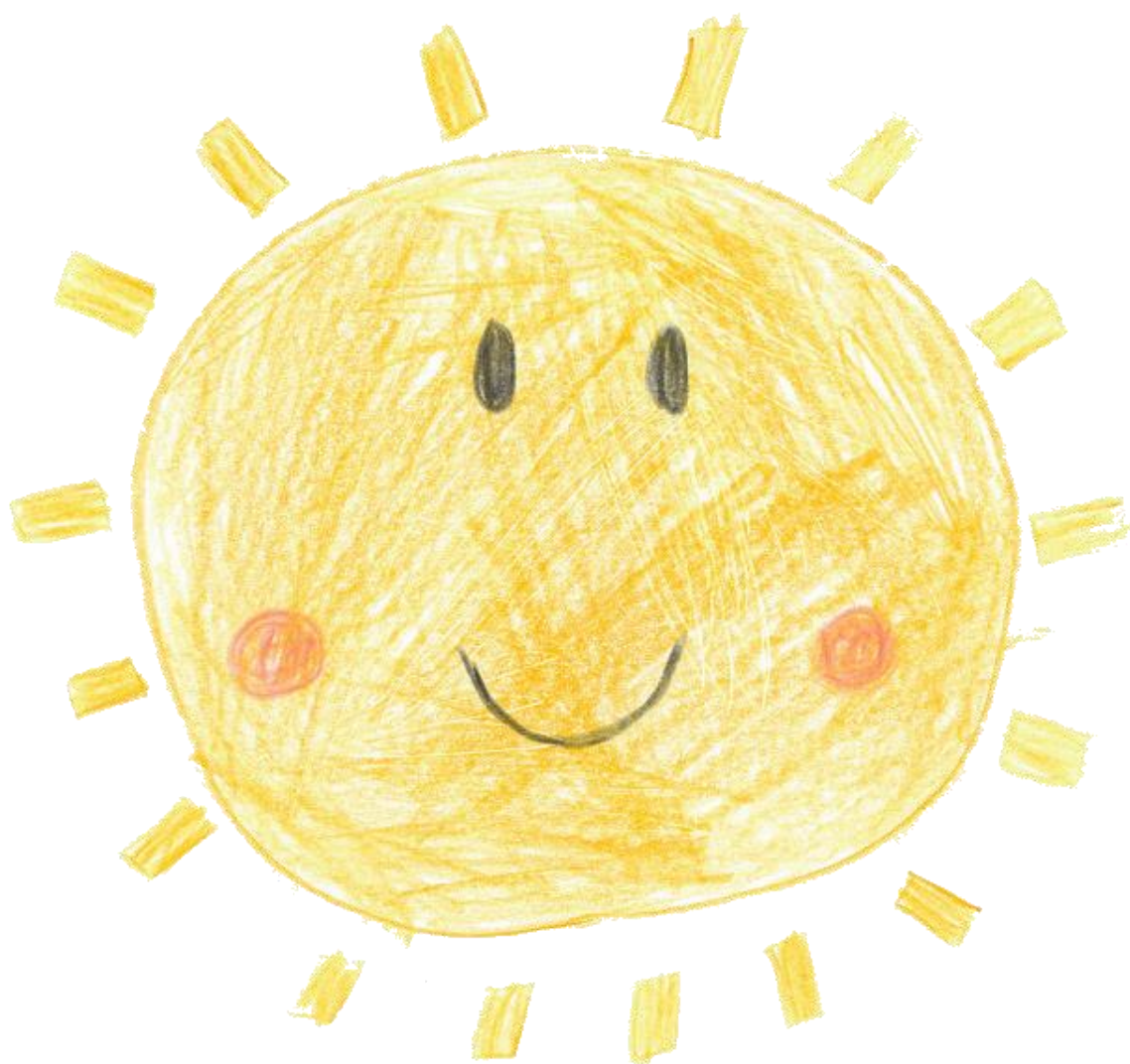


キッズタウン下落合保育園のしおり



目 次

1	組名について	P 1
2	キッズタウン下落合保育園の概要	P 2
3	キッズタウン下落合保育園の保育・教育	P 3
4	保育園の一日	P 1 0
5	保育園での生活	P 1 1
6	園と家庭との連携について	P 1 3
7	持ち物	P 1 4
8	行事日程	P 1 6
9	保健衛生について	P 1 7
10	保育園における食物アレルギーの対応について	P 1 8
11	保育園での与薬について	P 1 9
12	乳幼児に多い主な感染症	P 2 1
13	乳幼児突然死症候群	P 2 3
14	災害共済給付のお知らせ	P 2 5
15	社会福祉法人こうほうえん個人情報保護基本方針	P 2 9
16	キッズタウン下落合保育園への苦情やご意見について	P 3 0
17	防災と危機管理について	P 3 1
18	キッズタウン下落合保育園の園舎図	P 3 3
19	おさんぽマップ	P 3 4
20	不適切保育ゼロ宣言	P 3 5

組名は、日本の美しい自然を代表する事柄を取り入れ決めました。

(花鳥風月・雪月花)



ゆき組

真っ白な雪がとけて大地にしみて、命の恵みの水となる雪のように、いつも純白な心で、
真っ直ぐ前を見つめ、優しく素直に成長をしていかれるように

(生まれてきてくれてありがとう)



はな組

地に根を張り美しく咲く花は、一つとして同じ花がないように、個性を大切に、自分を大切にし、そして、周りの人を信頼していかれるように

(少しずつ自己の芽生え)



かぜ組

大地や大きな空を吹き抜ける風のように、爽やかに、時には荒々しく、そして、穏やかに
自由にのびのびと過ごしていかれるように

(イヤイヤからの脱出)



とり組

空を自由に羽ばたく鳥のように、小さな頑張りが大きな力となっていき、未来に向けて、
勇気を持って、広い世界に飛び立てるように

(コツコツと小さな努力)



つき組

日々かわりゆく月の光、時には明るさを星に助けてもらえる月のように、日々かわりながら、
柔軟に物事を考え、工夫して困ったときは自分から発信ができるように

(失敗を繰り返しながらの葛藤)



にじ組

無限大の空にかかる七色が融合した美しい虹のように、目標に向かって手を携え、未来に
向かい自信をもって、美しく大きな架け橋になれるように

(自己有用感から自己肯定感へ)

キッズタウン下落合保育園の概要

こうほうえんキッズタウン保育園

保育理念

- ・一人一人の発達と個性を大切にし、生きる根っこ育みます

保育方針

- ・子どもの視点に立った保育を推進し、いつでも安心して利用できる園づくりに努めます

保育・教育目標

☆心も体も元気な子ども

- ・健康で元気よく遊ぶ子
- ・友達を大切にする子ども
- ・国際性豊かに育つ子ども
- ・心のゆたかな子ども
- ・自分で考える子ども

1. 所在地

〒161-0033

新宿区下落合1-9-10

☎03-3365-1332 FAX03-3365-1334

緊急用☎080-8247-5481（保育園携帯）

鉄筋コンクリート 4階建

保育園 1・2階部分 面積 1230, 18m²

併設 ヘルスケアタウン下落合（介護施設） 3・4階部分

2. 沿革

平成29年4月1日開園

3. 園児数

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定数	15名	20名	24名	24名	24名	24名	131名

4. 職員構成

園長	主任	保育士	看護師	管理栄養士	嘱託医	事務	給食は委託給食調理員 3名
1名	1名	21名	1名	1名	2名	1名	

5. 園医

小児科 細谷医院 細谷 哲男先生 新宿区高田馬場 3-27-2 TEL : 03-3371-8755

歯科 細谷歯科 細谷 のり子先生 新宿区高田馬場 3-3-9 TEL : 03-5337-6759

キッズタウン下落合保育園

保育理念

- ・子どもも保護者も職員も自己肯定感をもち、健やかに育ち合える保育園を目指します

保育方針

- ・0歳児から就学前までの子どもたちが、総合的に行う保育・教育を受け、「生きる力の基礎」となる意欲や体力、人と関わる力、学びの芽を身に付けていきます
- ・子どもを真ん中に、ご家庭、地域の方、職員が手を携え、協働をし、共育を進めます

保育・教育目標

豊かな心をもち 明るく元気な子ども

よく遊ぶ子

(体)

やさしい子

(徳)

よく考える子

(知)

《保育・教育の上で大切にしたい》

- *子どもが安心して過ごせる環境を整え、主体的に遊びが展開できるように、保育・教育の連続性を大切にします。
- *子どもたちと目と目を合わせ、話を聴き、気持ち、心を受け止め、成長を見守ります。
- *季節感を感じられる自然環境や、全身の感覚を働かせて感じ取れる環境を工夫していきます。その中で、興味・関心を深め、豊かな感性や創造力を育みます。
- *好きな絵本や物語を読み聞かせ、想像する力や、表現する力を高めます。
- *子どもたちは、友だちと協同をし、協力をし合い、共感をし、時には自分の思いが通らない葛藤をしながら、いろいろな体験をする中で学習へと繋げていきます。そして、考える力をつけ、自分は必要とされている、大切にされているという自己有用感、自分が大好きという自己肯定感を育みます。

0歳児・ゆき組

おうちの方も赤ちゃんも健やかに

◎ 安心だね・・・

特定の保育士が愛情豊かに心と体で受け止めます。

豊かな信頼関係を作ること、思い（食べたい、寝たい、甘えたい、・・・等）を受け止めて生活リズムを整え安心して過ごせるようにしていきます。

◎ ねえ、ねえ、きいて！！

まだしゃべることができないので表現する気持ちを受け止めて、泣いたり、一緒に笑ったり、代弁したり、共感してかかわる楽しさの中から発語を促します。表現する楽しさを経験していきます。

◎ ねえ、あそぼうよ！！

目・耳・口・鼻・指先すべてを使って一緒に遊びます。その体験の中から自分で遊ぶ力を育みます。身体をたくさん使って遊び、豊かな感性を育てていきます。

一緒に遊ぶ、見守る、感情の共有などにより、心の育ちを大切にしていきます。

◎ ねえ、できたよ！！

寝返り・おすわり・ハイハイ・つかまり立ち・よちよち歩き

そして、歩きの準備完了です。一人一人の発達する状況を大切にしていきます。

初めて自分で立つ、歩く…新しい世界の始まりです。

*みなさんとともに・・・

受容して見守って、赤ちゃんは満たされることで、より一層の成長へとつながっていきます。それぞれの育ちの中で、毎日新しい発見があります。その発見を大切に受け止め、皆さんと一緒に健やかな成長を育んでいきたいと思えます。

1歳児・はな組

一人一人がのびのびと

◎ 先生大好き！！

一人一人の子どもの気持ちを受け止めて、気持ちに寄り添いながら信頼関係を深め「先生がいるから大丈夫！」と安心して生活ができるようにします。また、好きな遊びを十分に楽しみ、「楽しそうだな」「おもしろそうだな」と興味をもつ姿を見守っていきます。

◎ 歩くの大好き！！

散歩など戸外に出て、平坦な道だけでなく坂道や階段も多く取り入れ、たくさん歩く経験をしていきます。また、大人に見守られながら自由に歩く楽しさを味わいながら、行動範囲を広げていきます。

◎ これ、なあに？

好奇心いっぱい、いたずらいっぱいの年齢です。何にでも触ったり、指でつまんだり…指さしも盛んになり「これ、なあに？」と繰り返し確認します。温かく見守り、その都度、言葉を添えながら発見や感動を共感し、喜びへとつなげていきます。

◎ 自分で！！

何でも「自分で！」と自己主張をする時期です。“いや！！”“ダメ！！”は成長の証です。

「そうね〇〇したかったのね」と、子どもの気持ちを言葉に置き換えることや、子どもの要求や思いを伝えようとする姿に向き合っていきます。

2歳児・かぜ組

自己主張いっぱい

◎ 体験しながら・・・

身体を使って遊ぶことが楽しくなります。戸外遊びや、道具を使った遊びなどをたくさん取り入れ、身体をいっぱい動かす経験を楽しんでいきます。

◎ 「自分で～！！」

自分と他の人の違いが分かるようになり、自分の気持ちに気が付き始める時期です。思い通りにならずかんしゃくを起こしたり、「やって～」と甘えたり・・・感情が揺れ動きます。子どもが納得できるまで試せるように大人が支えることを大切にします。

◎ 友達と一緒に！！

イメージを分かち合いながら友達と一緒に遊べるようになり、ごっこ遊びも盛んになります。環境を整え、保育者が仲立ちとなり、友達との関わりを少しずつ広げ、一緒に遊ぶ楽しさを知らせていきます。

◎ お話し大好き！！

簡単なストーリーや繰り返しの言葉のある絵本や紙芝居の楽しさを味わえるようになり、身近に経験した生活の場面を話せるようになりつつあります。見たり、聴いたりしたことを遊びの中に取り入れ、言葉のやり取りや、人とのかかわりの楽しさを経験していきます。

3歳児・とり組 ずっと見ているよ

◎ 楽しいネ！！

大好きな友だちや大人と過ごす中で子どもたちは楽しい発見を沢山します。楽しいことを見付けながら「今日は楽しかった！！」「明日は何があるかな？」「明日も保育園にいきたい！！」と思えるようにしていきます。

◎ ぼくも わたしも できちゃうよ

自分で身の回りのことが出来るようになっても時には「やって欲しい！！」気持ちが現われます。甘えたい気持ちを受け止めながらも、頑張って出来た喜びを通して、満足感や充実感が味わえるように、一人一人に合わせた対応をしていきます。

◎ いっぱい 遊んだよ

身のこなしが巧みになり、身体を動かして遊ぶことが楽しくなります。そして「〇〇やってみたい」という心が芽生えてきます。挑戦したい気持ちを受け止めながらも、自分から危険なことに気付けるように働きかけていきます。

◎ 〇〇ちゃんと遊びたい

「あれはおもしろそうだな！！」「ぼくもやりたいな！！」と友達存在を意識しながら、一緒に遊ぶ楽しさを感じるようになります。友達との関係が広がる反面、まだまだ自己中心で遊ぶ経験を沢山し、お互いの気持ちを伝え合ったり、気持ちに気付いたりしながら、社会性が芽生えるようにしていきます。

4歳児・つき組

みんなといっしょにあそぼうよ

◎ 笑顔で楽しいせいかつを

生活習慣の身の回りのほとんどのことは出来るようになっていきます。自分たちからも、積極的にいろいろなことを行う姿も見られます。ときにはおしゃべりの方が楽しくて、ついついやることを忘れてしまったり・・・着替えるよりも遊びに夢中になったり・・・。それは、この時期の特徴でもあります。「次は何をすればいいのかなあ」と、判断力と行動力を身につけられるよう、自分から気付いていかれるように見守っていきます。

◎ 友達と遊ぶのは楽しいね

友だちと一緒にいることの喜びや楽しさを感じ、仲間とのつながりが強まりますが、それだけに競争心も起きてケンカも多くなります。しかし、思い通りにいかなくても、少しずつ自分で気持ちを抑えたり、我慢も出来るようになってきたり、相手の思いがあることに気付くようになります。友達と同じ経験を沢山する中で、お互いの思いをしっかりと出し合いながら、相手の話を聴いたり考えたりできる力を育てていきます。

◎ 何でも出来るよ

3歳児クラスからの運動遊びを継続していく中で、身体のいろいろな部分を思うように使えるようになり、パワフルでエネルギッシュになってきます。さらに、足腰がしっかりするように、走ったり、ジャンプしたり、ぶらさがったり、いろいろなことに挑戦していきます。

◎ あんなこと こんなこともしたい！！

目的を立てて作ったり、描いたり、行動出来るようになってきます。遊びの中で、子どもたちは様々なアイディアを出してきます。子どもたちのアイディアを活かしていきながら遊びが盛り上がるように、必要な物をいろいろ準備し、のびのびと表現ができるように環境を整えていきます。

5歳児・にじ組 育ちあう仲間

◎ ○○って すごいね

嫌なことがあったり、思い通りにならなかったりしても、泣いて訴えることが少なくなり、言葉で気持ちや感情を伝えられるようになります。言葉によるコミュニケーションが巧みになり、統制する力ができて4歳児のときのような不安感はなくなり、友達関係がスムーズになり、思いやりの気持ちが大きく育ちます。

お互いに相手を受け止め社会生活に必要な基本的な態度を身に付けるためにも、ぶつかりあいやケンカがおきても、自分たちで解決しようとする力を育てます。

そして、一人一人の良さを認めて、にじ組の仲間の一人として自信がもてるようにしていきます。

◎ 力をあわせよう

クラスで共通の目的に向かって考えたり工夫したりする中で、一人一人の発見やアイデアをみんなで共有し「一緒に考えてみよう！！」と気持ちを一つにして、楽しい活動につながるようにしていきます。そして目的・目標をもって、協力していく経験を積み重ね意欲がもてるようにしていきます。

◎ なんてったって にじ組

運動能力が伸び、危険を予測したり、集団遊びなどで必要に応じた身体のコントロールができるようになります。細かい手や指の動作が発達し、他の部分との協調も出来るようになります。自分で出来ることの範囲を広げながら「やってみよう！！」とする気持ちを大切に受け止めて「やりとげた！！」という思いを十分に認め、喜びや嬉しさを共感し、自信へとつなげていきます。

◎ 交流の中で

いろいろな人との交流を通して社会性を広め、園の中だけでは得られない体験を積み重ね他者への受容を育てます

《保育園の１日》

時間	0歳児	1．2歳児	3歳児	4．5歳児
7：30	※順次登園 ・一日の生活が快く始められるように過ごします	※順次登園 異年齢保育	※順次登園 異年齢保育	※順次登園 異年齢保育
8：30	遊び	遊び（クラス活動） おやつ	遊び（クラス活動） ☆各保育室・園外	遊び（クラス活動） ☆各保育室・園外
9：30		☆各保育室・園外	クラス全員が一緒になり活動する時間。計画的な環境の下に、遊びを通して様々な体験をします	クラス全員が一緒になり活動する時間。計画的な環境の下に、遊びを通して様々な体験をし、育ちあいます
10：00	授乳・食事 ・一人一人に合わせて進めます			
11：00	睡眠 ・一人一人に合わせて睡眠をとります	食事 着替え 午睡	食事 着替え 午睡	食事 着替え 午睡
12：30				・横になり体を休めます。 様子を見ながら起きます
14：00	授乳・食事	目覚め	目覚め	目覚め
15：00	・幼児食移行後はおやつ	おやつ	おやつ	おやつ
15：30	遊び	遊び	遊び	遊び
16：00				
16：30	※順次降園 ・保護者の就労時間、月齢に応じて降園時間が異なります	※順次降園 ・人数により、子どもに合わせてクラス、異年齢保育を行います	※順次降園 ・人数により、子どもに合わせてクラス、異年齢保育を行います	※順次降園 ・人数により、子どもに合わせてクラス、異年齢保育を行います
18：30		延長保育 補食 ・家庭的な雰囲気、ゆったりと過ごせる環境の中で保育を行います	延長保育 補食 ・家庭的な雰囲気、ゆったりと過ごせる環境の中で保育を行います	延長保育 補食 ・家庭的な雰囲気、ゆったりと過ごせる環境の中で保育を行います
20：30				

《保育園での生活》

開園時間・休園日など

- (1) 開園時間 7:30から20:30
- (2) 休園日
 - ① 日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日

保育・教育の実施

- (1) 基本となる保育・教育の時間
 - ① 保育短時間・・・9:00～17:00
 - ② 保育標準時間・・・7:30～18:30

※ 保育短時間・保育標準時間を選択した方の保育時間は、保護者の就労時間や家庭状況などを考慮して決定します。
- (2) 延長保育について
 - ① 保育時間・・・1時間延長 18:30～19:30
2時間延長 18:30～20:30
 - ② 保 育 料・・・1時間延長 月額4000円 日額400円
2時間延長 月額6000円 日額600円
(生活保護世帯及び特別区民税非課税世帯は保育料免除になります)
 - ③ 定 員・・・20名
 - ④ 対 象・・・1歳児クラスより
 - ⑤ 補 食・・・1時間延長の場合は夕食にさしさわりのない程度
2時間延長の場合は夕食
 - ⑥ 申し込み・・・申し込みは年度ごとで、開始希望月の前月の15日が申込期限です。
園へお申し込みください。延長保育申込書、就労証明書、時間外勤務証明書をお渡しします。手続きの上、お持ちください。
※ひと月あたり10日未満の利用の場合は、日額延長保育の対象となります。
前月25日までに利用日の予約が必要です。(利用日の追加は当日17時までに園にご相談ください)
 - ⑦ 緊急スポット…定期的残業予定ではないが、突然残業となり、予定のお迎え時間に合わない場合の延長保育利用です。
 - ・当日の延長利用定員に空きがある場合のみ利用可能。(一日3人まで)
 - ・利用予約：毎月1日から先着順(日にち、時間をお知らせください)
 - ・当日の受付：13:00～17:00(時間厳守)に電話受付

- ・上記⑥の月額・日額延長保育の申込みを受けていない場合、ひと月あたりの利用日数は10日未満です（0歳児クラスは利用できません）

⑧ 認定されている保育必要量の時間内（保育短時間は17時まで。保育標準時間は18時30分まで）にお迎えが間に合わなかった場合、基本保育料とは別に延長保育料

400円／日（2時間延長の場合は600円／日）が発生します。所定の時間までのお迎えをお願いします。

⑨ 「延長保育料」は、利用月の翌月に徴収袋をお渡ししますので、園の事務室に直接お支払いください。お支払い期限は徴収袋に記載いたします。

登園・降園について

- ・ 8：30以前と17：00以降の保育は、通勤時間などを考慮して決定しますので、園長にご相談ください。
- ・ 活動時間や生活のリズムを考慮し、9時30分までの登園にご協力ください。
- ・ 病院の受診や都合などで登園が遅れる場合は必ずコドモンで連絡をお願いいたします。
18：30以降は、電話で連絡してください。
- ・ 登園時間 8：45から9：15は玄関に職員が立ち開錠します。
その他の時間はオートロックがしてありますので、インターフォンを押していただき、お子さんのクラス、名前を言ってください。確認した上で開錠します。
- ・ 登園・降園時は、コドモンでの打刻タッチをお願いいたします。
- ・ 打刻タッチ、インターフォン、門の開閉は、**必ず大人がおこなってください。**
- ・ 門の開閉は、大人がおこなってください。お子さんの道路の飛び出しに気を付けましょう。
- ・ 自動車での登降園は通行の妨げになるのでご遠慮ください。
- ・ 園には駐輪場はありませんのでご承知おきください。
- ・ 自転車での通園はピロティーに一時駐輪ができます。歩道の駐輪はご遠慮ください。
- ・ 保護者以外の方（中学生以上）が送迎の場合は事前にご連絡ください。

土曜日保育について

- ・ ご両親ともにお仕事の場合のみ、お預かりをいたします。
- ・ 申し込み（土曜日保育申請書の提出）が必要になりますので、利用日前日の17時までに申し込みをしてください。
- ・ 急なお仕事の場合は、シフト表や勤務証明の提出をお願いします。
- ・ 土曜日保育申請書は事務所においてありますので、お声掛けください。

《園と家庭との連携について》

◎家庭からの連絡

1. 家庭状況届（住所・家庭構成・勤務先・退園・転居など）の変更がある場合は、速やかに連絡してください（体調不良やケガなどの緊急時のため）。
2. 当日のお迎えの方が変更の時は、必ずコドモンで園に連絡してください。9:30分以降は電話で連絡してください。
3. 登園が遅くなる時、お休みの時は9時までにコドモンで連絡してください。18:30分以降は電話で連絡してください。
4. 電話での連絡の際は、担任に限らず、どの職員もお受けします。
5. お子さんの子育てについての悩み事、相談などありましたら、お気軽に担任、副園長、園長にお申し出ください。ご相談の時間を設定いたします。

◎保育園から

1. 園だより・クラスだよりをコドモンで配信します。保育・教育のねらいや行事予定、連絡事項などをお知らせしますので、よくお読みください。また、園の情報は、園内掲示板も活用していきますので、登降園時に必ずお読みください。
2. 給食の献立は、毎月コドモンで配信します。是非、ご家庭での参考にするとともに、アレルギーや心配なことがある時は担任に申し出てください。アレルギーの診断が出ているお子さんについては、前月末に保護者の方と献立表をもとに確認します。なお、献立の変更がある場合は、玄関にある給食展示ケースの上にてお知らせを出します。
3. 保護者参加の行事には是非ご参加ください。仕事の都合がつかない場合はご相談ください。



持ち物

令和6年度改定

	品名	サイズ・その他	備考	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
衣類	肌着 上着 ズボン 靴下	・0～2歳児クラス:3組 ・3～5歳児クラス:2組 ・下配の手さげ袋(小)に入れて持ってきてください	・持ち帰った物は翌日補充してください ・フードのない物を用意してください ・肌着は、脱ぎ着がし易いTシャツタイプ又はランニングタイプを用意してください	○	○	○	○	○	○
	パンツ				○	○	○	○	○
	オムツ (オムツカバー)	・0歳児クラス:10枚～12枚 ・1歳児クラス:8枚～12枚 ・2歳児クラス:必要に応じて ※オムツはパンツ式にしてください	・使用枚数は個人差があります ・布、紙どちらでもかまいません。布の場合はオムツカバーも必要です ・オムツのまえ部分に記名してください	○	○	○			
寝具類	布団カバー	135cm×75cm 図④	・頭の部分に記名してください(週末洗濯)	○	○	○	○	○	○
	毛布カバー	120cm×90cm	・頭の部分に記名してください(週末洗濯)	○	○	○	○	○	○
	タオルケット	夏季から秋季にかけ、午睡のときに使用します(約80cm×140cm)							
食事用	授乳用ガーゼ	毎日5枚	・ハンカチ程の大きさ	○					
	エプロン	・毎日3枚 図①	・水を通さない物・着脱しやすい物 ・新しく購入する場合は袖のない物をお願いします	○	○	○			
靴	上履き	パレーシューズタイプ 図⑤(週末洗う)				○	○	○	○
	上履き袋		図③			○	○	○	○
その他の	手さげ袋(小)	30cm×40cm 図②	・毎日の汚れ物などの持ち帰りに使用します	○	○	○	○	○	○
	手さげ袋(大)	45cm×50cm 図⑧	・寝具類の持ち帰りに、主に週末に使用します	○	○	○	○	○	○
	通園かばん	・リュックサックまたは手さげ袋(小)を使用	・タオル 毎日の汚れ物が入る大きさ			○	○	○	○
	手拭きタオル	・ハンドタオルの大きさ 図⑦	・掛けられるひもを付けてください					○	
	コップ	・手つきで割れにくい物					○	○	○
	コップ袋	・コップを出し入れしやすい大きさのきんちゃく袋					○	○	○
他	シャワー用タオル	・0～2歳児クラス:フェイスタオル ・3～5歳児クラス:スポーツタオル	・排便やおもらししたときにシャワーで使います ・0、1歳児クラスは1日2枚の用意をお願いします	○	○	○	○	○	○
	ハンカチ ティッシュ	※ハンカチポーチに収まるもの	※ハンカチポーチの形状等に関しては5歳児クラスに進級する前にご案内します						○
汚れ物用ビニール袋	衣類用	・スーパーの袋などの大きいビニール袋(着替えが入る大きさ)	・持ち帰ったら補充してください	○	○	○	○	○	○
	シャワー用タオル 使用済み入れ	・スーパーの袋などの大きさの物(B4程度)	・持ち帰ったら翌日に補充をしてください ・1枚1枚記名してください	○	○	○	○	○	○
	エプロン用	・ビニール製のきんちゃく袋(洗えるもの)図⑥	・毎日取り換えます	○	○	○			

☆持ち物にはすべて記名してください。
 ☆*印のついた物は、担任より使い始めのときにお知らせします。
 ☆右面の図を参考にしてください。

持ち物の図

<0～2歳児>

図①エプロン

ポケットが
付いている物



全ての持ち物に必ず名前を書いてください。

<全員>

図②手さげ袋(小)



30cm

40cm

<0～2歳児>

図⑥エプロン入れ袋



エプロン3枚が入る大きさ

<全員>

図④ 布団・毛布カバー(袋とし)



布団 135cm×75cm
毛布 120cm×90cm

<2～5歳児>

図⑤上履き



<2～5歳児>

図③上履き袋



<4歳児>

図⑦手拭きタオル



<全員>

図⑧手さげ袋(大)



45

50cm



《昨年令和５年度の行事日程》

月	日	行 事	保健関係
4	10(火) 22(土)	進級・新入祝い会 ☆クラス保護者会	春季健康診断
5			歯科検診
6	20(火) 21(水) 22(木)	☆親子収穫遠足(5歳児クラス) プール開き ☆親子収穫遠足(4歳児クラス)	プール前健診
7	1(土) 7(金)	☆なつまつり(全クラス) 七夕	
9	1(金) 5(火) 29(金)	☆防災訓練(引き渡し訓練) プール終い 十五夜	
10	14(土) 31(火) 翌11月1日(水)	☆運動会(3・4・5歳児クラス) ☆親子芋ほり遠足(4・5歳児クラス) ※雨天順延になった場合は、保育士と園児のみ	秋季健康診断
11	1(火)2(水)	☆作品展(全クラス)	歯科検診
12	2(土) 25(月)	☆おたのしみ会(3・4・5歳児クラス) わくわく会	
1	11(木)	新年子ども会	
2	1(木) 8・9(木金)	節分 にじ組 春まつり	
3	1(金) 8(金)	ひなまつり ☆卒園式(5歳クラス)	

秋ごろ (3・4・5歳児) 遠足

3月 (3歳児) 遠足

(4・5歳児) お別れ遠足

※ 遠足(園児のみ)を予定しておりますが、日程は未定です。

新型コロナウイルスの感染状況等で、変更・中止になる場合もあります。

日程等詳細は決まり次第、お知らせ致します。

* 毎月、身長・体重測定をおこないます。

* 毎月、多様な避難訓練をおこないます。

* 毎月、誕生会をおこないます。

* ☆印は、保護者の皆様に、出来るだけ参加をしていただきたい行事です。

*** 行事は変更になる場合がありますので、ご了承ください。**

保健衛生について



1. お子様の体調不良時について
38.0 度以上の発熱がある場合は登園を見合わせてください
発熱以外にも咳症状・嘔吐・下痢・全身の発疹・目の充血等は感染症の可能性を
ふまえ、受診してからの登園をお願いいたします。
園でも上記の症状がありましたらお迎えのご連絡をすることもあります。
2. 登園前に必ず検温をし、コドモンの【連絡帳】→【検温】に入力して下さい。
0 歳児クラスは、登園時にお部屋で検温しその後コドモンに入力して下さい。
3. 兄弟関係・家族の体調不良について
兄弟・保護者様の体調不良の際はできるだけ登園をお控えください。
4. 予防接種を受けた後の登園はできるだけ控えてください。
また、予防接種を受けた際には必ず「けんこうのきろく」に記載して下さい。
5. 保育園での与薬について
別紙「保育園での与薬について 保護者の方へ」をご参照ください。
6. 感染症について
別紙「乳幼児に多い主な感染症」をご参照ください。
医師の指示に従い登園許可書を提出してください。家庭で、感染症が発生した場合は、必ず電話連絡でお知らせください。
7. 保育園で負傷した場合について
別紙「災害共済給付のお知らせ」をご参照ください
8. 健康診断・歯科検診・身体測定について
健康診断と歯科検診はそれぞれ年に 2 回行われます。結果は「けんこうのきろく」
の個人カードでお知らせします。確認の押印またはサインをし、翌日担任にお返し
ください。カードは 0 歳児クラス～卒園するまで同じカードを使用しますので、紛
失しないようにしてください。「けんこうのきろく」は個人ファイルに入れて保管
致しますのでファイルに入れたまま返却してください。

身体測定は毎月コドモンでいつでも見ることができますのでご確認ください。

保育園における食物アレルギーの対応について

保育園では、食物アレルギーをお持ちのお子さんが、安全・安心な園生活を送ることができるよう、平成23年3月に厚生労働省より「保育園におけるアレルギー対応ガイドライン」が作成されたことを踏まえ「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を作成して対応することにした。

安全性を重視した対応とするために、原因食物の完全除去対応を原則とします。

食物アレルギーがあり、医師の指示（文書料は自己負担）などにより、園生活において特別な配慮や管理が必要なお子さんには、以下のように対応していきます。

1. 生活管理指導表について

- (1) 医師の診断により食物の除去が必要な場合は、生活管理指導表を年1回提出してください。また、除去食品の変更があった場合にも再度提出をお願いいたします。
- (2) 食物アレルギーのためアナフィラキシーショックの可能性があります、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）が処方されている場合には、別途依頼書が必要になります。（園に用意してあります）

2. 食事の対応について

- (1) 医師の診断（文書料は自己負担）により、完全除去食または代替食を実施します。
- (2) 毎月、家庭と園で献立表の確認をおこないます。
- (3) 除去内容により、除去食または代替食の実施が不可能な場合は、家庭から持参していただきます。
- (4) 園では、専用トレイ・食器や名札をつけるなど、食物アレルギーガイドラインにそって、間違いのないように配慮しています。
- (5) 除去が不要になった場合には、完全除去解除申請書（保護者記入）を提出してください。（園に用意してあります）

3. 食物アレルギーの診断について

- (1) お子さんが大きくなるにつれて、食物アレルギーが改善したり、食品除去の程度が変更になったり、除去などの必要が無くなる場合もあります。変化が見られない場合でも、年に1～2回は受診して正確な診断を受けてください。

4. その他

生活管理指導表の取り扱いについて、緊急時の対応のため全職員で共有することが必要です。欄外の同意とサインをお願いいたします。目的以外には使用しません。

保育園での与薬について

保育園では、原則として薬は預かりません。

やむを得ない場合に限り、保護者に代わって下記の薬を与薬します。

確実に行うために、次の事項について、ご協力をお願いします。

1. 預かる薬について

医療機関から処方された薬であること、家庭で服用して副作用がないもので、以下の薬に限ります。（保護者の判断による薬は預かりません）

- ・ 食物アレルギー内服薬
- ・ 塗り薬（保湿剤）
- ・ 抗けいれん剤座薬
- ・ アドレナリン自己注射薬（エピペン®）

2. 必要な提出書類

（１）医師の指示書、診断書、食物アレルギー生活管理指導書のいずれかを１年に１回提出

してください。

（２）依頼者：食物アレルギー内服薬、塗り薬は与薬する時に提出してください。

抗けいれん剤座薬、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）は、薬を預ける時に提出してください。

また、園で使用した場合は、新たに提出してください。

（３）薬の説明書（薬剤情報提供書など）の原本を提示してください。

※与薬内容の変更、与薬が中止の場合は、その都度提出してください。

3. 薬の取り扱い

（１）《食物アレルギー》

- ① 当日分のみ持参で薬袋には名前を記入し、職員に預けてください。
- ② お迎え時には、必ず予約チェック表の与薬者名を確認してください。
- ③ 薬の空袋は毎日お返しします。

（２）《塗り薬（保湿剤）》

- ① 塗り薬の容器には名前を記入し、職員に預けてください。
- ② お迎え時には、必ず与薬チェック表の与薬者名を確認してください。
- ③ 塗り薬は毎日お返しします。

（３）《抗けいれん剤座薬》

- ① １回分（１個）のみ持参で、薬には名前を記名し、職員に預けてください。
- ② 症状がある場合は、保護者の方に連絡しますので、すみやかにお迎えをお願いします。
- ③ 原則として、座薬は保護者の方に挿入していただきますが、やむを得ず保育園で

挿入する場合は、必ず保護者の方の承諾を得てから行います。

- ④ 座薬をしようした際は、与薬者が状況を説明します。

(4) 《アドレナリン自己注射薬（エピペン®）》

- ① 毎日、登園時に職員に手渡してください。
- ② 症状がある場合は、保護者の方に連絡しますので、すみやかにお迎えをお願いします。
- ③ 症状によっては、エピペン® を使用するとともに、救急車で医療機関に搬送します。
- ④ 原則としてエピペン® は、使用しない場合でも毎日返却します。

※アナフィラキシーショックなど病状の変化や、薬の副作用による異常が見られる場合もあるので、緊急連絡先を明確にしておいてください。

乳 幼 児 に 多 い 主 な 感 染 症

1. 登園許可書が必要な感染症

病 名	主 な 症 状	潜 伏 期 間	登 園 の め や す
インフルエンザ しばらくの間登園 許可書は必要なし	突然の発熱・全身症状（関節痛・ 下痢・嘔吐）呼吸器症状(咽頭痛 ・咳)	1～3日	発症した後5日間を経過し、 かつ、解熱した後3日を経過 するまで
百日咳	1～2週間で特有の咳発作に なる 咳は夜間に悪化する	7～10日	特有な咳が消失するまで5日 間の適正な抗菌物質製剤によ る治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発熱・くしゃみ・結膜炎・発 疹	10～12日	解熱した後3日経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発熱・耳の下が腫れる・食べ ると痛い	14～24日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の 腫 脹が発現した後5日を経過し かつ全身状態が良好になるま で
風疹（三日はし か）	発熱・発疹・リンパ節腫脹	14～21日	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそ う） 帯状疱疹	胸や腹背、全身へと水疱疹	11～21日	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱・結膜炎・咽頭炎（喉が 痛い、赤い）	5～7日	主な症状が消失して2日を 経過するまで
結 核	発熱・咳・痰	28～42日	感染の恐れがなくなったと判 断してから
腸管出血性大腸菌 感染症 （O-157等）	腹痛・下痢・血便	3日～8日	医師が感染の恐れがないと 判断してから
流行性角結膜炎	眼瞼腫脹・異物感・目やに	5～12日	結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	眼瞼腫脹・異物感・目やに・ 結膜下出血	1～3日	医師が感染の恐れがないと 判断してから
溶連菌感染症	発熱・咽頭痛・発疹	2～5日	解熱し抗菌薬内服を1日を 経過していること。ただし、 治療の継続は必要
マイコプラズマ肺 炎	風邪様症状・頑固な咳（解熱 後も	14～21日	発熱や激しい咳が治まってい ること

	3～4週間咳が持続する)		
ウィルス性肝炎	発熱・倦怠感・頭痛・黄疸	28～49日	肝機能が正常であること
感染性胃腸炎 〔ノロウイルス ロタウイルス アデノウイルス 等〕	発熱・嘔吐・下痢	1～3日	嘔吐下痢等の症状が治まり普段の食事が摂れること
細気管支炎 (RSウイルス感染症)	発熱・鼻汁・喘鳴・呼吸困難 (6か月未満の乳児は重症化することがあり注意が必要)	2～8日	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
髄膜炎菌性髄膜炎	頭痛・発熱・痙攣・意識障害・ 髄膜刺激症状	2～4日	病状により、医者が感染の恐れがないと認めるまで

2. 以下の感染症は登園許可証は必要ありませんが、医師の診断が必要です。

病 名	主 な 症 状	潜 伏 期 間	登 園 の め や す
ヘルパンギーナ	高熱とともに口内炎	2～7日	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）普段の食事が摂れること
手足口病	口内炎・手のひら足の裏に水疱	3～5日	
伝染性紅班 (りんご病)	両頬に紅班・四肢に網状の紅班	10～20日	全身状態が良いこと
突発性発疹	3～4日高熱・解熱後発疹	約10日	解熱し全身状態が良いこと
アタマジラミ・水いぼ・伝染性膿痂疹（とびひ）その他の感染症については、医師の指示に従う			

睡眠中の 赤ちゃんの死亡を 減らしましょう

SIDS対策
強化月間



乳幼児突然死症候群

睡眠中に赤ちゃんが死亡する乳幼児突然死症候群 (SIDS: Sudden Infant Death Syndrome) という病があります。

- SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気です。
- 令和3年には81名の乳幼児がSIDSでなくなり、乳児期の死亡原因の第3位です。



乳幼児突然死症候群 (SIDS) について

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、
SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。



1 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。



2 できるだけ母乳で育てましょう

母乳育児が赤ちゃんにとっていろいろな点で良いことはよく知られています。母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発症率が低いということが研究者の調査からわかっています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。



3 たばこをやめましょう

たばこはSIDS発症の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。

厚生労働省
ホームページで
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群 (SIDS) について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>

乳幼児突然死症候群 (SIDS) 診断ガイドライン (第2版)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids_guideline.html

お問い合わせ先

乳幼児突然死症候群 (SIDS) については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。



厚生労働省



窒息事故防止のために ☆

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）のほか、窒息などによる事故があります。

ベビーベッドに寝かせ、 柵は常に上げておきましょう



できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に合格した製品であることを示す、PSCマークが貼付されたベビーベッドを選びましょう。

また、赤ちゃんは日々成長し、できることが増えるため、動かないだろうと油断せず、転落しないように、柵は常に上げておきましょう。赤ちゃんの頭や身体がはさまれないよう周囲の隙間やベッド柵と敷布団・マットレスの隙間をなくしましょう。



敷布団・マットレス・枕は固めのものを、 掛け布団は軽いものを使いましょう

ふかふかした柔らかい敷布団・マットレス・枕は、うつぶせになった場合に顔が埋まってしまう、鼻や口がふさがれて窒息するリスクがあります。赤ちゃん用の固めの寝具を使いましょう。

掛け布団は、赤ちゃんが払いのけられる軽いものを使用し、顔にかぶらないようにしましょう。また、保護者が添い寝をする時は、赤ちゃんを身体や腕で圧迫しないように注意しましょう。

口や鼻を覆ったり、 首に巻き付くものは置かない ようにしましょう



赤ちゃんは、寝返りをしたり、すり上がったたり、寝ている間も動き回ります。このため、枕、タオル、衣服、よだれ掛け、ぬいぐるみなどが口や鼻を覆ったり、ヒモなどが首に巻き付いたりしてしまうリスクがあります。



災害共済給付のお知らせ

(保育園で負傷した場合について)

災害共済給付とは、「保育園の管理下」で、園児に「災害」(ケガなど)が発生したときに、医療費などの給付を行う公的な制度です。社会福祉法人こうほうえんの保育園の園児は全員加入しており、その掛金は“こうほうえん”が全額負担しています。

この制度の運用は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(ホームページ<http://www.nasash.go.jp/>)が行っています。

○ 給付対象

園でケガによる総医療費(健康保険の対象となるもののみ)が5,000円(500点)以上となるもの。

※総医療費が5,000円未満のものは災害共済給付の対象となりませんので、乳幼児医療証をお使いください。また、保険対象外の診療(差額ベッド代や保険の使えない差し歯など)についても、災害共済給付の対象になりません。

○ 給付額

健康保険の対象となる総医療費の4割分が給付されます。(保護者の方が自己負担する3割分に加え、1割分が上乗せされます)

総医療費(10割分) 例: 総医療費が10,000円の場合

健康保険適用(7割) 例: 7,000円	自己負担(3割) 例: 3,000円	+	治療に伴う諸費用(1割) お見舞い相当 例: 1,000円
-------------------------	-----------------------	---	-------------------------------------

☆給付金額

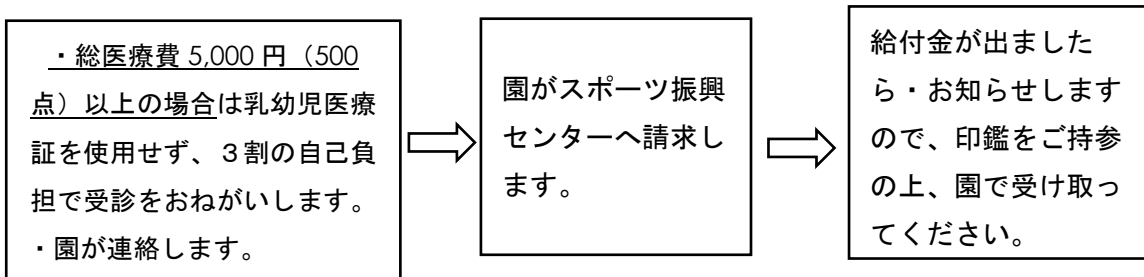
⇒保険適用となる総医療費の4割分

例: 4,000円

※同一災害の給付金の支給期間は、初診から最長10年間です。

※乳幼児医療証・子ども医療証が終了した後も給付を受けることができます。

○給付請求の手続き



※園から日本スポーツ振興センターに請求を行うため、保護者の方に実際に給付を行うまでには数か月かかります。

※2年を経過すると時効となりますので、お早めに提出してください。

☆保護者の方へ給付する準備が整い次第、園からご連絡を差し上げますので、印鑑をご持参の上園へいらしてください。

○その他

(1) 登・降園中または園でケガをして、帰宅後、病院などで治療を受けた場合は、すぐに園にご連絡ください。

(2) 自己負担額の領収書は、給付金が支給されるまで保管しておいてください。

(3) 乳幼児医療証を使用した場合は、治療に伴う諸費用分（1割）のみ請求することができます。

「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- ☐ 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- ☐ 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- ☐ 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚園部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額（令和4年度）

災害共済給付への加入は、学校の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

（児童生徒等1人当たり年額 単位：円）

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920（460）	40（20）
高等学校 高等専修学校	2,150（1,075）	—
全日制 昼間学科 定時制 夜間等学科 通信制 通信制学科	980（490） 280（140）	—
高等専門学校	1,930（965）	—
幼稚園	270（135）	—
幼保連携型認定こども園	270（135）	—
保育所等	350（175）	40（20）

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※ 学校の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額となります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所等における保育中を含みます）	例 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合	例 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住所・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は吸入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 (通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円)
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円[通学(園)中の場合1,500万円]
	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円[通学(園)中の場合1,500万円]
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円[通学(園)中の場合も同様]

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その償額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校等へ提出します。
提出 ↓ ↑ 支払	
学 校	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓ ↑ (支払)	
設置者	管内の学校分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」)等をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓ ↑ 支払	
J S C	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

■災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所でしています。

災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。

学校安全 Web ホームページ: <https://www.jpn-sport.go.jp/anzen/>

JAPAN SPORT
COUNCIL



社会福祉法人こうほうえん 個人情報保護基本方針

1. 基本方針

社会福祉法人こうほうえんは、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることをお約束いたします。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の利用について、以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。また、ご利用者の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。
 - ① ご利用者の同意を得た場合
 - ② 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
 - ③ 法令により情報提供を要求された場合

3. 安全性確保の実践

- (1) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置を講じて適切な管理を行います。
- (2) 当法人は、個人情報の保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行います。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うように要請します。
- (3) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関するお問合せ窓口

当法人が保有する個人情報について、ご利用者の皆様が「個人情報についての取扱いに関する同意」「個人情報の開示請求」「個人情報の訂正、削除、利用停止」に対する権利があります。これらについてのご質問やお問合せ、あるいは依頼については以下の窓口でお受けいたします。

受付窓口 キッズタウン下落合保育園 個人情報担当窓口
TEL : 03-3365-1332

キッズタウン下落合保育園への苦情やご意見について

1 園に苦情やご意見がある場合はご相談ください。

(1) 苦情相談受付担当者 副園長

(2) 苦情相談対応責任者 園長

2 苦情相談受付担当者や苦情相談対応責任者が解決できなかった
場合

こうほうえん 総合施設長

3 第3者的立場にある苦情受付者（第三者委員）も設置しています

(三名) 町内会長・民生委員（二名）

※ご連絡先電話番号は、玄関正面に掲示しています

※靴箱上段にある、パンダのポストにご意見を入れる
事ができます。

防災と危機管理について

保育園では、命の大切さを伝えるとともに、火災・地震・不審者対応など、いざという時に、迅速に行動できるよう、毎月避難訓練を行い、対策を考えています。

保護者の皆様には、下記のようにご協力をお願いいたします。

1 避難対策

(1) 火災について

園内及び近隣家屋に火災が発生した場合には、職員の指示に従い、その状況に応じて避難し、緊急降園する場合があります。

(2) 地震について

- ①職員の指示に従って、安全な場所に身を寄せ、状況により緊急降園をします。
- ②普段から登降園経路の危険な場所や、地震発生の時、どこに避難すればよいかを確認しておきましょう。

警戒宣言が出されたら

☆警戒宣言は、内閣総理大臣によって発令され、テレビ・ラジオ・防災無線などで周知されます。正しい情報を確認して下さい。

- ①園にいる時に発令：保護者の方は自身の身の安全を確保しながら、できるだけ早くお迎えをお願いします。
- ②登降園の途中で発令：その場から帰宅し、自宅待機してください。
- ③園外保育の時に発令：即時に帰園し、保護者の迎えを待ちます。帰園困難な場合、園からの連絡を待ってください。

(3) 台風・降雪について

- ①台風、大雨、大雪など警報が出ている時は、登園を見合わせてください。
- ②状況により、降園をお願いすることがあります。降園連絡は、「家庭状況書」をもとに電話連絡いたします。

(4) 不審者対応

- ①園では、危機管理に万全を期しています。玄関には、不審者侵入を防ぐためオートロック錠がかかり、インターフォンを設置しています。送迎には、インターフォンを押してください。インターフォンを押してから、クラス名、園児名、続柄を名乗ってください。確認できたら開錠します。確認ができ、開錠するまで、インターフォンの前でお待ちください。

※インターフォンは必ず保護者の方が押してください。

- ・防犯カメラを設置してあります。
- ・警備会社が入っています。
- ・不審者対応避難訓練を実施しています。
- ・不審者情報が入った際は、速やかに保護者に連絡します。
- ・学校110番と119番通報が設置されており、非常時はすぐに連絡が取れるようになっています。

2 避難場所

一次避難場所 落合第四小学校

広域避難場所 おとめ山公園地域一帯

- ①災害の状況に応じて、園外に避難することもあります。その場合は、保護者に連絡をします。
- ②電話連絡が不可能な場合もありますので、災害を知った時はお迎えに来てください。

3 引き渡し方法

- (1) 予め園に提出していただいている「家庭状況書」をもとに、引き渡します。
- (2) 保護者または、保護者に代わる方が来てください。
- (3) 原則として保育室で引き渡します。

災害発生時や保育室にいて危険と思われる場合は、第一次避難場所（落合第四小学校校庭）で引き渡します。

- (4) 年に一回引き渡し訓練をおこないます。ご協力をお願いいたします。

☆お迎えの時は「災害時園児引き渡し確認票」に記入していただき、クラス担任または、職員にクラス名、園児名、引き取りに来た方の名前及び園児との関係を伝えてください。

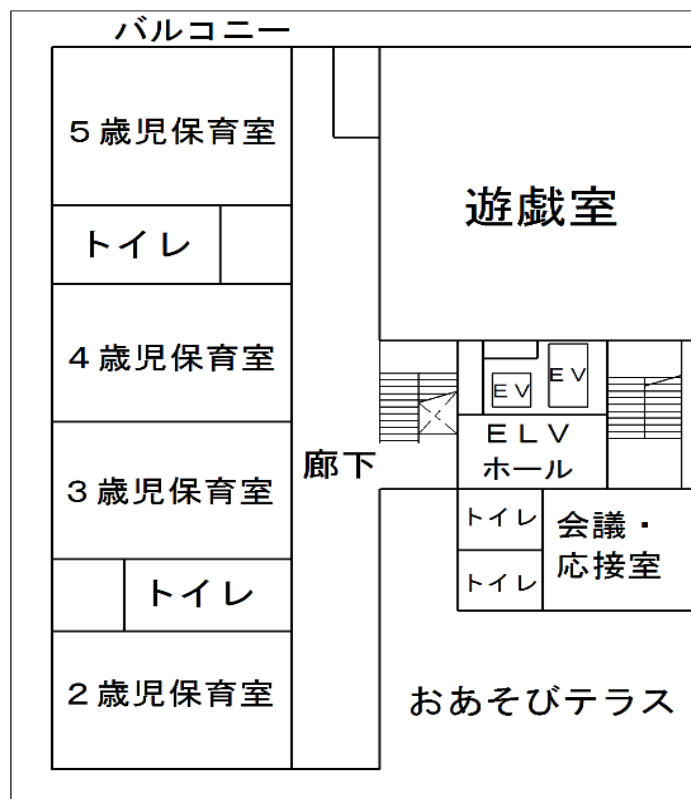
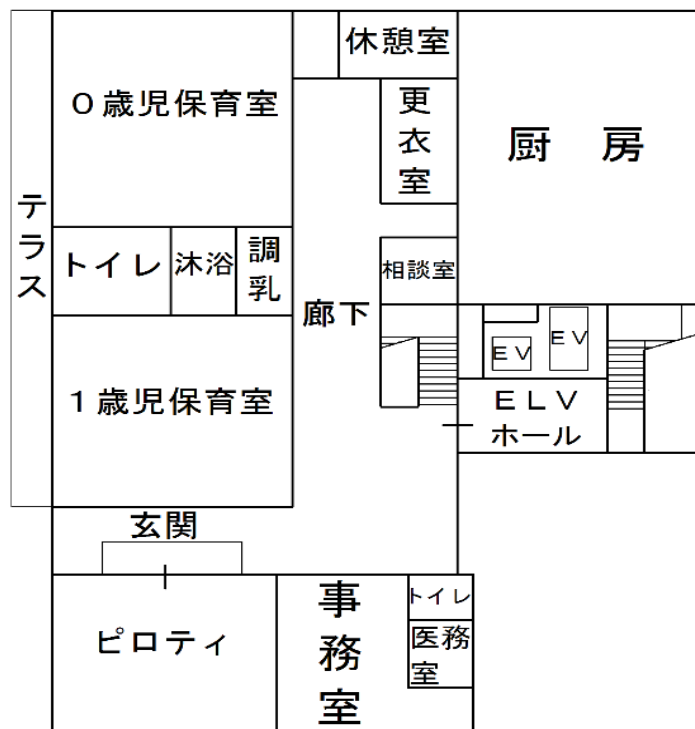
(例)「〇〇組、□□の母の、△△です。□□を引き取りに来ました。」

4 その他

保育園にはAED（自動対外式除細動器）が設置しています。



キッズタウン下落合保育園の園舎図





不適切保育ゼロ宣言

～ 不適切保育ゼロを目指します！ ～

一、私たちは、子どもの人権・人格を尊重し

「不適切な保育」を行わない事を誓います。

一、私たちは、「不適切な保育」を目にしたときは
その場で注意を促します。

一、私たちは、「不適切な保育」ゼロを実現するために
継続的な教育研修を行います。

2021年9月25日

社会福祉法人 こひろえん

